令和三年農林水産省・環境省令第七号

愛玩動物看護師養成所指定規則

愛玩動物看護師養成所指定規則を次のように定める。 玩動物看護師法 (令和元年法律第五十号)第三十九条の規定に基づき、及び同法を実施するた

師養成所(以下本則において「養成所」という。)の指定に関しては、この省令の定めるところ第一条 愛玩動物看護師法(以下「法」という。)第三十一条第二号の規定に基づく愛玩動物看護 (指定の申請手続)

第二条 養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、 に提出しなければならない。 設置する養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を都道府県知事 次に掲げる事項(地方公共団体の

設置者の氏名及び住所(法人にあっては、 名称及び主たる事務所の所在地)

位置

名称

設置年月日

長の氏名及び履歴

教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

教授用及び実習用の機械器具、模型及び図書の目録

臨床実習を行う実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名(法人にあっては、 並びに当該施設における実習用設備の概要(施設別に記載したもの) 名

前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又十一 申請の日の属する学年度の収支予算並びに当該学年度及び翌学年度の財政計画

は設置者の承諾書を添えなければならない。 (変更の承認及び届出)

一項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。) 若しくは同第三条 都道府県知事の指定を受けた養成所(以下「指定養成所」という。) の設置者は、前条第 事に申請し、その承認を受けなければならない。 項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる実習施設を変更しようとするときは、都道府県知

前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請について準用する。

3 る事項(修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。) に変更があったときは、一月 指定養成所の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げ 都道府県知事に届け出なければならない。

(養成所の指定基準)

第四条 法第三十一条第二号の養成所の指定基準は、次のとおりとする。

とができる者であることを入所の資格とするものであること。 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学す

修業年限は、三年以上であること。

教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。

師若しくは愛玩動物看護師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員である 別表に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は

専任教員のうち少なくとも一人は、免許を受けた後法第二条第二項に規定する業務を五

上業として行った愛玩動物看護師であること。 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下であること。 かつ、 特

教育上の支障のない場合は、この限りでない。

適当な広さの実習室を有すること。

教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

九 な実習指導者の指導が行われること。 臨床実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当

前号の実習施設として利用する施設は、 実習用設備として必要なものを有するものであるこ

専任の事務職員を有すること

十二 管理及び維持経営の方法が確実であること

(報告)

第五条 指定養成所の設置者は、 なければならない。 毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を都道府県知事に報告

当該学年度の学年別学生数

前学年度における教育実施状況の概

前学年度の卒業者数

(報告の徴収及び指示)

第六条 都道府県知事は、指定養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対 て報告を求めることができる。

の方法その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることが 都道府県知事は、指定養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備、 管理の方法、維持経営

(指定の取消し)

2

第七条 指定養成所が第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が ことができる。 前条第二項の規定による指示に従わないときは、 都道府県知事は、 指定養成所の指定を取り消す

(指定取消しの申請手続)

第八条 指定養成所について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、 は、 次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 その設置者

指定の取消しを受けようとする理由

指定の取消しを受けようとする予定期日

在学中の学生があるときは、 その者に対する措置

(国の設置する養成所の特例)

第九条 国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、 同表中欄に掲げ

ものは、司表下闌の字句と読み替える. ものとする。

月	るものは、	同表下欄の字句と読み替えるものとする。	
	第二条第一項	項設置者	所管大臣
		(地方公共団体の設置する養成所にあっては、第	第(第一号及び第十一号を除く。)を記
-		十一号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書)を記載した申請書載した書面をもって都道府県知事に
ァるこ		を都道府県知事に提出しなければならない	申し出るものとする
	第二条第二項	項申請書	書面
	第三条第一項	項設置者	所管大臣
獣医		申請し、その承認を受けなければならない	協議するものとする
こし	第三条第二項	項 承認の申請	協議
	第三条第三項	二項:設置者	所管大臣
年以		前条第一項第一号から第三号まで	前条第一項第二号若しくは第三号
		届け出なければならない	通知するものとする
別の	第五条	設置者	所管大臣

	産業動物学	百二十時間	動物形態機能学
	伴侶動物学	- 展	有倫理
	動物行動学	 - -	里, 力为 高上
	動物福祉・倫理	時間数	
	関係		引表(第四条對系)
			も行うことができる。
	重牧臣殡队退治规	他の行為は、この省令の施行前において	定
	助勿忌 预制电长見	並びに法附則第二条第一号ハ及びニ	第五条 法第三十一条第二号に規定する愛玩動物看護師養成所並びに法附則第二条第一号ハ及
	助勿旨雙学既侖 		-
	助勿惑杂正学	み替えるものとする。	│ き」と、第七条中「第四条」とあるのは「附則第三条」と読み替えるものとする。
	動物薬理学	とあるのは「を変更しようとすると	は同項第十号に掲げる実習施設を変更しようとするとき」とあるのは「を変更しようとすると
	動物病理学	若しくは同項第八号に掲げる事項又	第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、第三条第一項中「若しくは同項第八号に掲げる事項又
	動物繁殖学	「除く。)」とあるのは「(第八号から	団体の設置する養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。)」とあるのは「(第八号から
千六百五十時間	動物形態機能学	いて、第二条第一項中「(地方公共	第一号ニに規定する養成所について準用する。この場合において、第二条第一項中「(地方公共
時間数	教育内容	第八条までの規定は、法附則第二条	2 第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条から第八条までの規定は、
	附則別表(附則第三条関係)	えるものとする。 	「次に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。)」と読み替えるものとする。
百八十時間	動物看護総合実習	条中「次に掲げる事項」とあるのは	する基準に適合しないことが明らかとなったとき」と、第八条中「次に掲げる事項」とある
六十時間	動物愛護・適正飼養実習	き」とあるのは「附則第三条に規定	
六十時間	動物臨床検査学実習	又はそ	。) と、
六十時間	動物臨床看護学実習	のは「(第七号から第十一号までに	養成所にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。)」とあるのは「(第七号から第十
九十時間	動物外科看護学実習	第一項中「(地方公共団体の設置する)	養成所につ
百二十時間	動物内科看護学実習	定は、法附則第二条第一号ハに規定	第四条 第二条第一項、第六条第一項、第七条及び第八条の規定は、法附則第二条第
三十時間	動物形態機能学実習		(準用)
三十時間	ペット関連産業概論	べを有すること。	四 附則別表に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有すること。
三十時間	動物生活環境学		三 教育の内容は、附則別表に定めるもの以上であること。
六十時間	適正飼養指導論		一 作業年限は、二年以上であること。
三十時間	人と動物の関係学		質格とするものであること。
六十時間		ことができる者であることを入所の	子交教育法第九十条第一項の規定により大学に入学する一学で教育法第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
三十時間	動物医療コミュニケーション	吹のとおりとする。	听の指定基準は、
三十時間	検査学	i F	
百二十時間	動物臨床看護学各論	日までの間は、適用しない。	- 第二条 第四条第一頁第五号の規定は、令印十一手三月三十一日までの間は、- 《乳月月の井気は至る糸前自牛化》
三十時間	動物臨床看護学総論		(養成所の旨定基準の圣過内寺列)
	動物外科 看 護守	カカー 厚男舎三多の	公布の目から布庁する。
九十時間	動物内科看護学	からをうける。 ミミン、付則寛丘条り見一	第一条 二の針合は、去り包丁の目(合印写手丘目一目)から (放名其目)
六十時間	公衆衛生学		(直) 月子) 下,更
九十時間	動物感染症学	るものとする	
六十時間	動物薬理学		中請書を都道府県知事に提出しなければならない
三十時間	動物病理学	所管大臣	
三十時間	動物看護学概論		· 3
十五時間	動物愛護・適正飼養関連法規	なったとき	はその設置者若しくは長が前条第二項の規定によ
十五時間	動物看護関連法規	第四条に規定する基準に適合しなく	基準に適
六十時間	比較動物学	勧告	指示
六十時間	動物栄養学	所管大臣	第六条第二項設置者又は長
三十時間	動物行動学	所管大臣	第六条第一項設置者又は長
三十時間	動物繁殖学	通知するものとする	報告しなければならない